

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する  
法律違反事件被疑者らの検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者3名を逮捕するとともに、被疑者1名及び被疑法人2社を東京地方検察庁へ書類送致した。

本事件については、古物商などが、インターネットオークションにおいて、違法に象牙を販売していたもので、国民の文化的な生活を害する恐れがあったことから、それぞれの者に対して指導徹底を図り、再度発生することができないようにするために情報提供いたします。

1 逮捕年月日

令和8年1月31日（土） 通常逮捕（被疑者A、B、C）

2 送致年月日

令和8年2月2日（月） 書類送致（被疑者D、被疑法人甲、乙）

3 被疑者

A 長野県上高井郡居住	代表取締役	47歳 男
B 広島県呉市安浦町居住	自 営 業	53歳 男
C 広島県呉市居住	自 営 業	48歳 男
D 長野県下高井郡居住	取 締 役	33歳 男

4 被疑法人

甲 所 在 地	長野県上高井郡高山村大字高井4869番地11
商 号	チャオジャパン株式会社
代表取締役	竹前 直人
乙 所 在 地	長野県中野市大字吉田93番地2
商 号	タラワディ株式会社
代表取締役	中鶴 グリッサー

## 5 事案の概要

- (1) 被疑者Aは、古物営業を営む被疑法人甲の代表取締役であるが、法定の除外事由がないのに、
- 第1 令和7年2月1日から同年4月7日までの間、3回にわたり、国際希少野生動植物種の器官であるアフリカゾウの象牙3本を、画像及び販売価格、販売する旨を掲示し、インターネットオークションサイトへ広告し
- 第2 令和7年2月12日から同年4月14日頃までの間、前記象牙3本を、3名に対して、代金合計108万3,690円で譲渡したもの。
- (2) 被疑者B、Cは、共謀の上、法定の除外事由がないのに、令和7年2月20日頃B方において、被疑者Aが発送したアフリカゾウの象牙1本を、代金55万3,620円で譲受けたもの。
- (3) 被疑者Dは、輸出代行業などを営む被疑法人乙の取締役であるが、法定の除外事由がないのに、令和7年2月12日、被疑者Aが発送したアフリカゾウの象牙1本を、代金38万2,260円で譲受けたもの。

## 6 罪名・罰条

### (1) 被疑者A・被疑法人甲

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

同法第17条（広告の禁止）

同法第4条第2項（希少野生動植物種）

同法第4条第4項（国際希少野生動植物種）

同法施行令第1条第2項（国際希少野生動植物種等）

同法第58条第2号（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

同法第65条第1項第2号（2,000万円以下の罰金）

### (2) 被疑者A・B・C・D・被疑法人甲・乙

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

同法第12条第1項（譲渡等の禁止）

同法第4条第2項（希少野生動植物種）

同法第4条第4項（国際希少野生動植物種）

同法施行令第1条第2項（国際希少野生動植物種等）

同法第57条の2第1号（5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は併科）

同法第65条第1項第1号（1億円以下の罰金）

刑法第60条（被疑者B、C）